



節税保険に係る保険料の損金算入の取り扱い見直しについて

国税庁の通達意図

今年の2月13日、いわゆる**節税保険の取り扱い**について、国税庁は現行の個別通達を廃止し、**単一的な資産計上ルール**を創設する方向が示されました。

改正の背景として、法人向けの生命保険には、解約返礼率が高く、全額もしくは一部を「損金」に計上できるものがあり、節税対策などに活用されてきました。この節税スキームには、商品化と規制のいたちごっこが繰り返され、度々改正が行われていました。今回、国税庁が公表したのは、基本路線を明確に示すことを目的としたものといえます。

具体的な改正内容

最高解約返戻率	資産計上期間	資産計上額	取崩期間
50%以下	支払った保険料の 全額を損金計上 可能		
50%超 70%以下	保険期間の開始の日から、当該保険期間の40%相当期間を経過する日まで	当期分 支払保険料の40%を資産計上 、 残額を損金計上	保険期間の75%相当期間経過後から、 保険期間終了日まで 均等に取崩し
70%超 85%以下		当期分 支払保険料の60%を資産計上 、 残額を損金計上	
85%超	保険期間の開始の日から、最高返戻率となる期間を経過する日まで	当期分支払い保険料の額に 最高解約返戻率の70%を資産計上 、 残額を損金計上	解約返戻金相当額が最も高い金額となる期間経過後から、 保険期間終了の日まで 均等に取崩し

今回は解約返戻率に着目し、通達を整備しているため、今までのように個別通達の射程範囲から逃れる保険商品を開発するといったことはなくなり、保険を使った節税は少なくなると考えられます。

保険の本来的な意味を考え直し、会社としてどうするかを検討されてはいかがでしょうか。

※なお、この取扱いは**令和元年7月8日以後の契約**に係るものです。**過去の既存契約分への遡及適用はありません。**

【今月の経営格言】 部下を見抜いて、登用し、育てる

by 稲森和夫

厳しく教えながら登用していく。自信を付けさせていく。「場を踏ませる」ことが、教育になるのだ。しかしそのためには、部下の長所から短所まで全部を見抜いて、その人の短所を補強していかなければならない。
「誰にも負けない努力」より